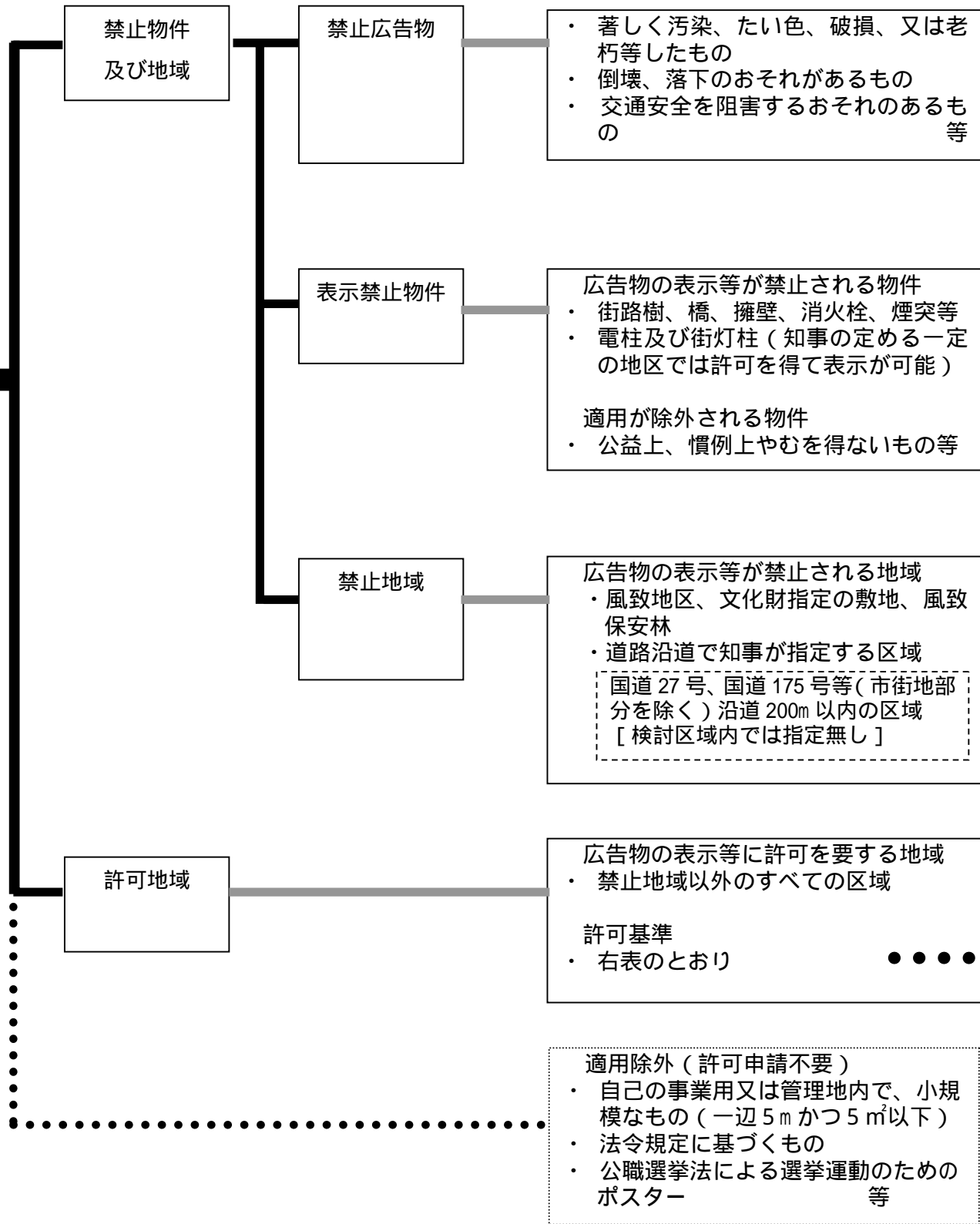


屋外広告物の現行制度概要

京都府屋外広告物条例



【許可地域における基準の概要（主要な種類）】

種類	面積	高さ・幅等	その他の要件
路上広告塔	-	高さ=2m 以下 幅=高さの 1/3 以下	-
屋上広告塔	-	高さ=建築物の高さの 1/3 以下、上端高さが地上より 46m 以下 幅=高さの 1/3 以下	永久構造物
一般広告塔	-	高さ=30 以下(木造は 10m 以下) 幅=高さの 1/3 以下	道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置
軒下広告物	壁面の 1/2 以下	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えない	道路に突出させないものであること、同一壁面に同一内容は 1 個
突き出し平行配置	壁面の 2/3 以下 20m ² 以下	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えない	道路に突出しないものであること
突き出し垂直配置	-	壁面から 1m 以上突出さない	上に同じ
洋風屋根設置	-	縦=3m 以下 横=屋根幅の 2/3 以下	永久構造物 屋根面に直書しないもの
和風屋根設置	-	縦=2m 以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない 横=屋根幅の 2/3 以下	上に同じ
立看板	-	縦=2m 以下 横=1m 以下	掲出期間 30 日以内 道路に設置しないこと
建植広告物	30m ² 以内	上端が地上から 6m 以下	著しい変形でないこと 上下二段以上の複合でないこと
はり紙	1m ² 以下	一辺 1m 以下	

眺望景観の保全のために ~屋外広告物の景観シミュレーション~

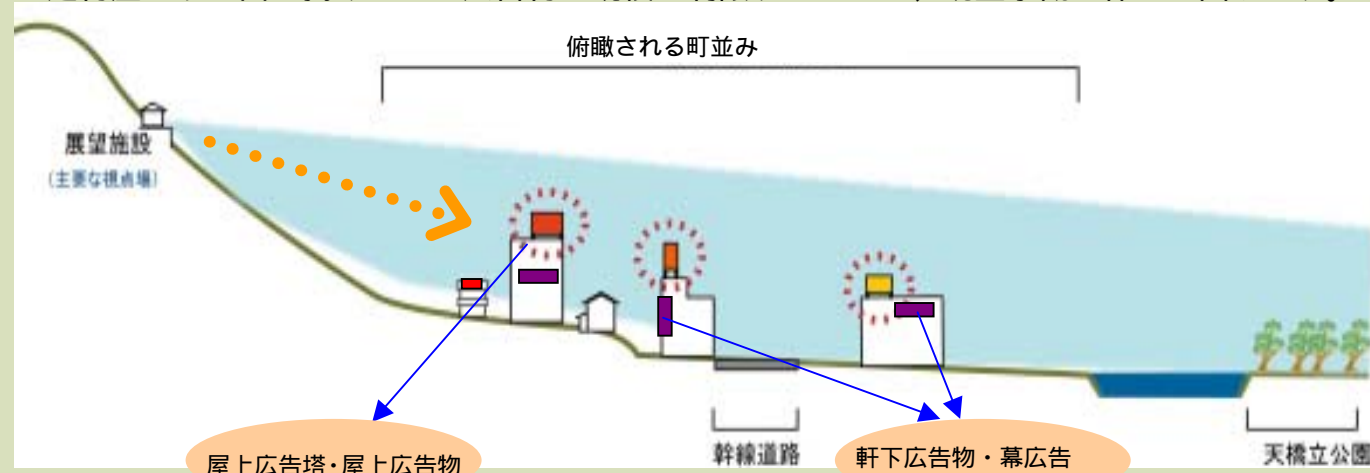
ルールの提案例

俯瞰景

代表的な視
点場から天
橋立を見下
るす

重要地点対象

建物屋上や壁面に掲げられた広告物の規模を制限することで、眺望景観の保全を図ります。



・俯瞰される建物の屋上の突出物は際立って見えます。

・壁面に掲げられた広告物の大きさに配慮するなど、小さくみせるよう工夫します。

現状



・天橋立から府中、傘松公園方向をながめる景観

現行基準によるシミュレーション



・現行の許可基準にしたがって屋上広告塔を配置した例
・現行基準は、広告物の高さ限度は建物の高さの1/3以下で、上端の高さが地上より46m以下

広告物の高さを抑えたシミュレーション



・屋上広告物の高さや形態を工夫することで、突出感を抑えることができます。
・シミュレーション対象の屋上広告塔は、基準の一例によるもの。地上から20m以下、幅は建物の幅1/5以下

仰望景

天橋立や地
上から周辺
を仰ぎ見る

全域対象



・軒下広告物(壁面広告)事例: 建物壁面における配置やデザインにより、規模が小さくても効果的に見せることができます。



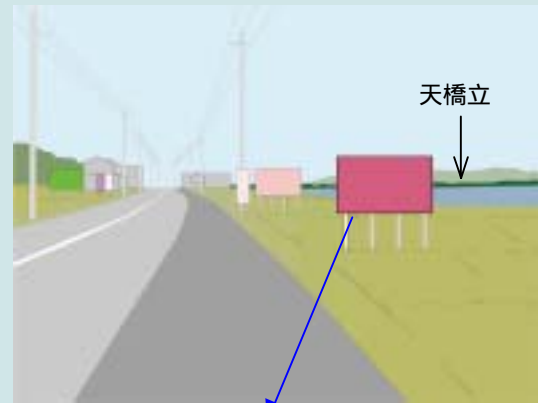
・幹線道路等に面して効果的に配置された例。

- ・天橋立への眺望を保全するために、屋上広告物及び屋上広告塔の掲示規模等を制限する
- ・建物壁面に直接掲げられた広告(軒下広告物)については、盤面の大きさに留意する。

主要な道路から天橋立を眺める

移動景観
道路沿道

道路沿道に掲げられた建植広告物や一般広告塔の規模を小さくすることで、天橋立への眺望に配慮します。



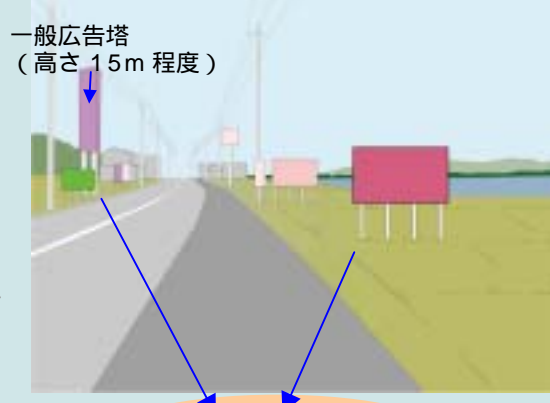
建植広告物・一般広告塔

沿道に林立する野立広告物等は天橋立への眺めを遮るものとなっています。

現状



道路から天橋立を眺める視点



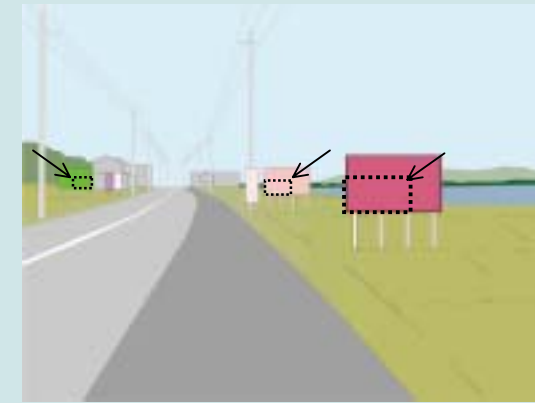
建植広告物・一般広告塔

野立広告物以外に一般広告塔（高さ30m以下）の広告物が建てられる可能性もあります。

現行基準によるシミュレーション



現行の許可基準にしたがって建植広告物を配置した例
現行基準は、表示面積30m²以下、上端の高さが地上より6m以下



建植広告物等の表示盤面等の規模や高さ小さくすることで、天橋立への眺望に配慮します。

広告物の大きさを抑えたシミュレーション



変更例（高さ2.5m程度、8m²程度）
広告物の規模を縮小することで、天橋立への眺望視野を広げることができます。
基準例は20m²、高さ6m以下

ルールの提案例

【建植広告物等】

道路沿道の建植広告物及び一般広告塔の表示規模を制限する。

道路沿道
道路から道路方向をみる

幹線道路沿いの敷地内に設けられた広告物類を整理統合することで、良好な通り景観を創出できます。

敷地内に林立する広告物類の設置例



建植広告物・一般広告塔

一般広告塔
現行基準：30m以下

規制誘導のイメージ



一般広告塔
基準例：20m以下

広告物の規模を縮小するとともに、広告物の整理統合を行うことで、良好な沿道景観を形成できます。

現行基準によるシミュレーション



現行基準（高さ2.5m程度、屋根幅1/3程度）

広告物の大きさを抑えたシミュレーション



例（高さ1.5m程度、屋根幅1/3程度）

現行の許可基準にしたがって屋上広告物を配置した例
現行基準は、広告物の高さ3m以下、幅が屋根幅の1/3以下

広告物の集合配置のイメージ例



広告物の集合化を図ることで分かりやすさが向上します。

【建植広告物等】

道路沿道の建植広告物及び一般広告塔の表示規模を制限する。
同様な広告物は複数配置せず集約配置に務める。

【一般広告塔】

道路に面して設置される広告塔の高さや盤面等の規模を制限する。

